

# 神戸市既成宅地防災工事貸付金のご案内

## 1 神戸市既成宅地防災工事貸付金とは

この貸付金制度は、「宅地造成等規制法」の「宅地造成工事規制区域」内の危険宅地について、神戸市から、「擁壁や水路の設置もしくは改良をするよう」勧告又は命令を受けた方々へ、その防災工事に必要な資金を貸付ける制度です。

なお「宅地造成工事規制区域」以外の危険宅地についても、神戸市からの改善要請を受ければ、この制度を利用することができます。

また、同様の貸付金制度は、住宅金融支援機構（旧・住宅金融公庫）にもあります。神戸市の貸付金制度と住宅金融支援機構の貸付金制度を併用することもできます。（ただし住宅金融支援機構の貸付金制度は、神戸市の貸付金制度とは別個に審査が行われます。）

## 2 貸付対象

- 個人を対象としています。
- 宅地は、居住用に利用されている宅地です。

このような場合は、貸付ができません。

- ・ 居住用に利用されていない宅地  
（私道・駐車場・事務所・工場・墓地など）
- ・ 不動産事業のために利用している土地
- ・ 分譲マンションのような土地所有者が複数（区分所有）のとき。
- ・ 宅地造成事業を営んでいる人

## 3 貸付対象工事とは

- 擁壁や水路の設置又はのり面保護工事に限られます。
- 擁壁を設置する場合は、原則として神戸市の規定のタイプのL型擁壁、石積擁壁、重力式擁壁で工事していただくことになります。

## 4 貸付額

貸付額	説明事項
1万円～ 500万円	・ 貸付額は、工事費の範囲内で、1万円未満は切捨てます。 ・ 200万円を超えると担保が必要になります。 ・ 他の公的融資を併用する場合は、合計融資額は工事費の範囲になります。

## 5 貸付利率・返済期間・返済方法

貸付金利	返済期間	返済方法
申込日における独立行政法人住宅金融支援機構が行っている宅地防災工事資金融資の個人向け利率に連動	15年以内 (元金据置制度あり)	元利均等毎月返済

- 返済期間は、最終返済年齢が原則として80歳未満で設定します。
- 元金据置の期間は3年です。(元金据置を希望される方は、申し込みの際、お申し出ください。)
- 貸付契約は、工事の完成検査合格通知書を受け取った後、金融機関と直接結んでください。
- 返済は、貸付実行のあった翌月から始まります。

## 6 申し込みできる方

申し込みのできる方は、次のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 神戸市から宅地防災工事をするよう、勧告(要請)又は改善命令を受けている方
- (2) 改善勧告(要請)を受けて1年以内又は改善命令を受けて6か月以内にお申し込みされる方
- (3) 申し込み時の年齢が、原則として満70歳未満である方
- (4) 貸付金の返済能力がある方
  - ・年間合計返済額は年収の30%以下である必要があります。
  - ・返済能力の基準は、申込人・連帯保証人とも同じです。
- (5) 元利金の返済について、確実な連帯保証人1名がある方
  - ・連帯保証人は日本国内に居住し、市民税を完納し、原則として満60歳未満の方
- (6) 貸付額が200万円を超える場合は、その土地の担保提供が可能な方
  - ・他に抵当権が設定されていても、土地の評価額以内であれば可能です。

### 信用保証会社の利用

貸付額が200万円を超える場合には、必ず取扱金融機関が指定する信用保証会社に加入いただきます。連帯保証人は不要です。  
加入については、貸付申し込み後に、取扱金融機関より連絡があります。

## 7 申し込みに必要な書類

- (1) 既成宅地防災工事貸付資金借受申込書
- (2) 既成宅地の改善勧告書、改善命令書又は改善要請書の写し
- (3) 設計図（防災工事届があれば不要）
- (4) 工事費内訳明細書
- (5) 申し込み人及び連帯保証人についての下記の書類

給与所得の方の場合	a 給与所得の源泉徴収票	b 印鑑証明書
給与所得以外の方の場合	a 所得証明書 b 市民税納税証明書	c 印鑑証明書

※ 200万円を超える貸付を希望される方については、次の書類の提出が必要です。

- (6) 担保に提供する土地（防災工事をする土地）の登記簿謄本
- (7) 担保に提供する土地（防災工事をする土地）の固定資産評価証明書

## 8 申し込みの受付場所・期限

- 受付場所 建設局防災部防災課
- 受付期限 期限はありません。年中受け付けていますが、必ず工事着工前に申し込んでください。

## 9 防災工事にあたっての注意

- 工事の設計内容は、事前に「防災工事届」により各建設事務所の指示を受けてください。
- 「防災工事届」は、3部提出してください。
- 工事業者は、申し込み人が選定してください。
- どうしても適当な工事業者が見つからない場合は、各建設事務所に相談してください。
- 工事は、中間と完成時に検査を行います。
- 工事に着手されてから申し込まれたり、指示内容と相違した工事がなされた場合には、貸付が受けられませんので注意してください。

## 10 取扱金融機関

- この貸付制度の取扱金融機関は、三井住友銀行およびみなと銀行（神戸市内及び神戸市に近接する各支店）に限られています。
- 取扱金融機関から貸付手続きに関する指示があれば、その指示に従ってください。

問い合わせ先

神戸市建設局防災部防災課

☎ 651-0083

神戸市中央区浜辺通5-1-14

神戸商工貿易センタービル19階

☎ 595-6353

住宅金融支援機構の融資については

☎ 0120-086-353

(災害専用ダイヤル)